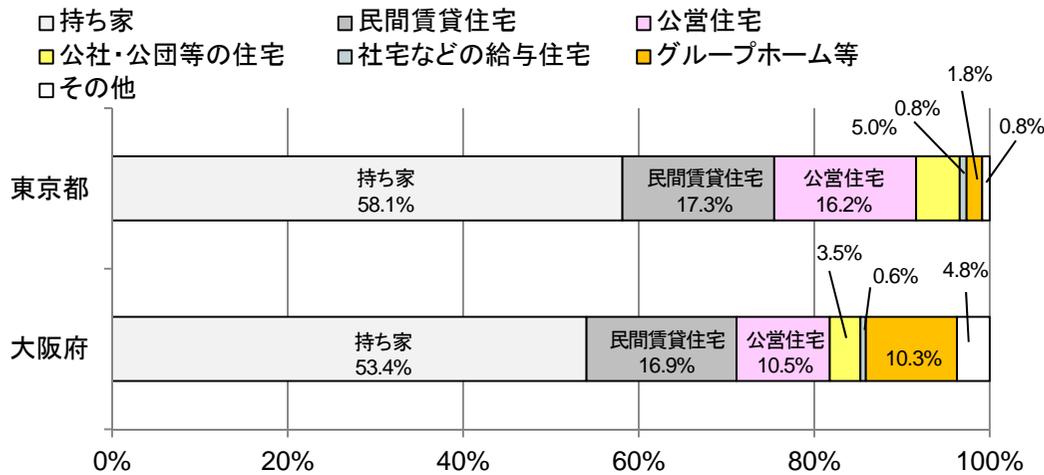


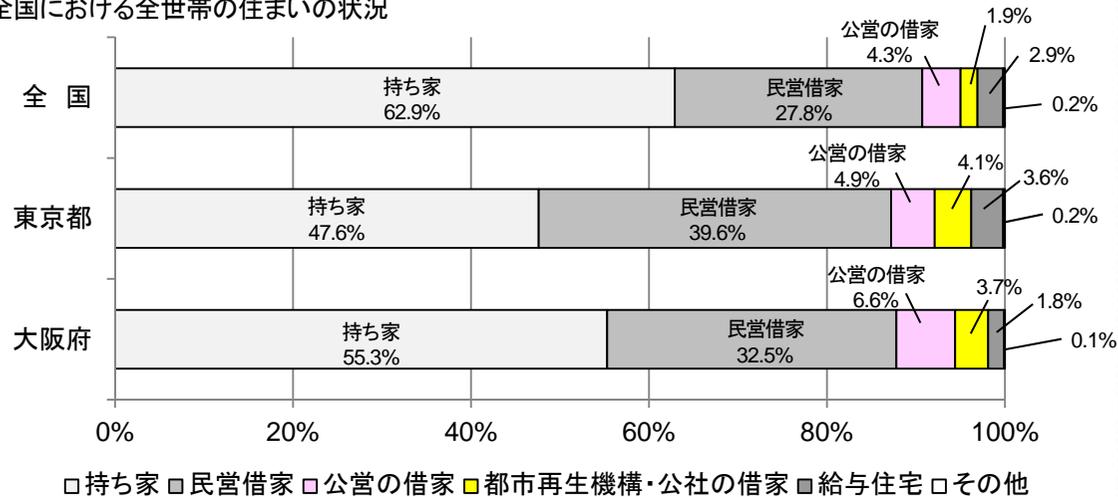
全世界帯平均に比べ、障害者世帯の公営住宅の入居率は高い

■地方公共団体独自調査による障がい者世帯の住まいの状況



資料：東京都：平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」より
大阪府：平成19年度大阪府健康福祉部障がい保健福祉室「大阪府障がい者生活ニーズ実態調査」より

■全国における全世界帯の住まいの状況

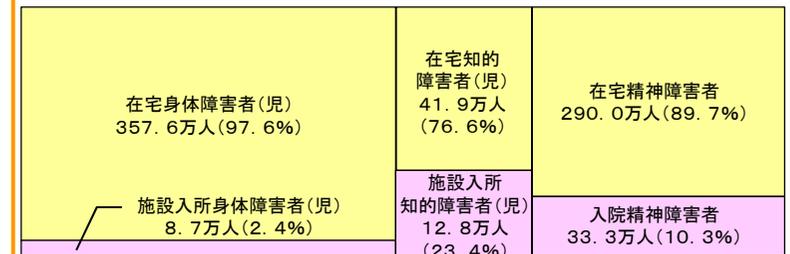


資料：平成20年度住宅・土地統計調査

障害者の数(在宅・施設)

障害者総数 744.2万人(人口の約5.8%)
うち在宅 689.5万人(92.6%)
うち施設入所 54.8万人(7.4%)

身体障害者(児) 366.3万人
知的障害者(児) 54.7万人
精神障害者 323.3万人



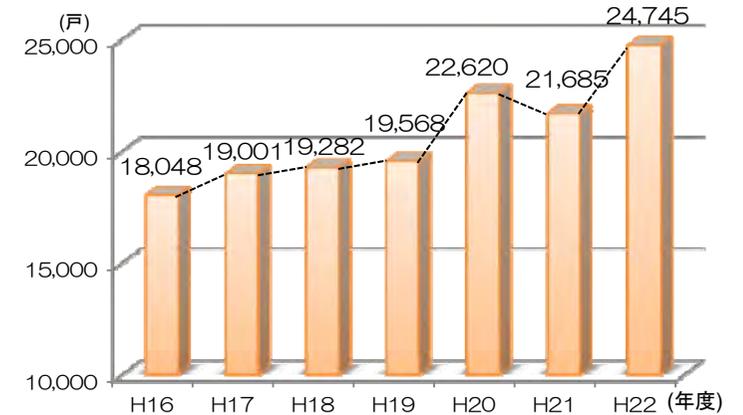
身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成20年の調査等による推計。
なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成】

公営住宅における障害者世帯の入居の状況

■障害者世帯向けとして管理している公営住宅の戸数※

※原則として、優先入居のうち、障害者に限定して募集を行っている公営住宅の戸数
⇒平成22年度末時点において、**24,745戸**

(実際の障害者世帯の入居戸数は、これより多いと考えられる。)



(参考)公営住宅の全管理戸数は217.1万戸(H22年度末時点)

○ 公営住宅について

整備・改善

- ◆ 新たに整備される公営住宅については、国の基準を参酌し、地方公共団体の整備基準において、バリアフリー対応等の仕様を規定。
- ◆ 心身障害者に特に必要な設備工事費については、助成対象限度額を引き上げて支援。
- ◆ 新築だけでなく、既存の公営住宅についても、障害者向け改善やバリアフリー化、エレベーター設置等の改善工事について助成。

建設費用・改修費用の概ね45%等を社会資本整備総合交付金等により支援

入居者資格・優先入居

- ◆ 入居者資格：地方公共団体の裁量により、障害者等、特に居住の安定を図る必要がある場合には、入居収入基準について弾力的に設定することが可能。
- ◆ 優先入居：地方公共団体の裁量により、障害者等、特に居住の安定の確保が必要な者については、入居者選考において優先的に取り扱うことが可能。[倍率優遇方式、戸数枠設定方式、ポイント方式]

目的外使用

- 地方公共団体の裁量により、社会福祉法人等に対し、公営住宅を知的・精神・身体障害者向けのグループホーム・ケアホーム等として使用させることが可能。[公営住宅法第45条第1項]
- 公営住宅を精神障害者・知的障害者向けのグループホーム等として利用するための改良工事費について助成

(参考) 公営住宅のグループホーム活用状況について

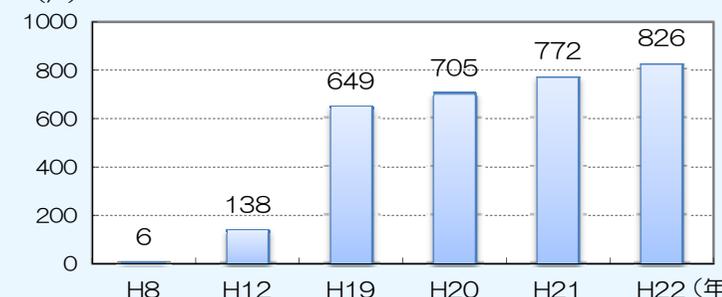
1. 対象となる社会福祉事業

- ① 自立援助ホーム・ファミリーホーム
- ② 認知症高齢者グループホーム
- ③ ホームレスの自立の支援のための活用
- ④ 知的・精神・身体障害者グループホーム・ケアホーム

2. 活用することができる主体

社会福祉法人、地方公共団体、医療法人、NPO等

(戸) 公営住宅のグループホーム事業等活用実績の推移



地域優良賃貸住宅について

障害者世帯、子育て世帯等地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進。

1. 供給・整備について

- ◆ 都道府県等の認定を受けた供給計画に基づき、民間事業者等が地域優良賃貸住宅を整備。

供給計画の認定基準として、規模・構造・設備等を一定水準以上とする要件を設定。

- ◆ 地方公共団体は当該民間事業者等に対し整備費用を支援（国は地方公共団体を支援）

間接補助：地方公共団体が建設等費用を支援する場合は国はその費用の概ね45%を社会資本整備総合交付金により支援。

2. 入居者・家賃について

- ◆ 入居者は、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等とする。
- ◆ 地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成をする場合は、国もその費用の一部を支援。

以下の①又は②に該当する者を対象として、地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成を行う場合は、国はその費用（1世帯あたり4万円を上限とする）の概ね45%を社会資本整備総合交付金により支援。

①収入分位が40%以下である障害者世帯等 ②収入分位25%以下の低額所得者

民間賃貸住宅の活用について（民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業）

民間賃貸住宅の空家をバリアフリー改修などを行い有効に活用することにより、障害者世帯等向けの賃貸住宅を供給。

- ◆ 民間事業者は、既存住宅を改修し以下の要件を満たす賃貸住宅を供給。
- ◆ 国は、民間事業者の行う耐震改修、省エネルギー改修又はバリアフリー改修等に係る費用を直接支援

直接補助：【補助率等】1/3（補助限度額：100万円/空家）※家賃低廉化助成はなし

- ◆ 地域住宅計画への位置づけなど、地方公共団体との連携が図られたものであること。

[主な要件] 管理等の要件：賃貸住宅としての管理期間を10年以上とすること、適切な管理が行われること

入居者について：改修工事後の最初の入居者は、障害者世帯、高齢者世帯、子育て世帯及び低額所得者とし、以降もこれらのものの入居を拒まないこと

家賃について：家賃が一定水準以下であること

1. 居住支援協議会活動支援について

障がい者世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

(住宅セーフティネット法第10条第1項にもとづく居住支援協議会等の活動を支援)

(参考) 居住支援協議会活動支援について

(1) 構成

- ・ 地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・ 宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・ 居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等により構成

(2) 役割

- ・ 居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施
- ・ 上記の本来の役割に加え、生活福祉・就労支援協議会と連携して、離職者の居住の安定確保等も推進

(3) 設立数

- ・ 平成24年9月末時点： 23協議会



2. 家賃債務保証による支援

障がい者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅に対し、未払い家賃の債務保証を（財）高齢者住宅財団が実施する家賃債務保証制度において引き受け。

(参考) 家賃債務保証制度の概要

- (1) 保証対象： 未払い家賃、原状回復費用、訴訟に係る費用
- (2) 保証限度額： (未払い家賃)家賃の12ヶ月分を限度 (原状回復費用、訴訟費用)家賃の9ヶ月分を限度
- (3) 保証期間： 2年間

3. 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の実施（再掲）

本事業により補助を受けた住宅については、障害者について、その特性を理由として入居を拒否することがない住宅として広く情報提供を実施（これに伴い「あんしん賃貸住宅支援事業」は廃止）。